

平成29年10月19日開催

調停委員協議会机上配布資料目録

- 1 協議会日程
- 2 協議員等名簿
- 3 協議問題
- 4 民事局長説明要旨
- 5 家庭局長説明要旨
- 6 平成28年度調停事件統計資料
- 7 民事調停利用者アンケート集計結果分析

調停委員協議会日程

於 最高裁判所中会議室

時刻	項目
13:30	開会告知 事務総長挨拶
13:35	調停事件概況説明
	1 民事局長説明 2 家庭局長説明
13:45	協議（民事調停関係）
	利用者のニーズに応え、納得性の高い紛争解決を図るための調停運営の在り方及びそれを実現する上で調停委員が果たすべき役割
14:50	休憩
	協議（家事調停関係）
	当事者の納得性・信頼性のある合意形成に向けた調停運営の在り方と各庁での工夫及びその効果
16:10	閉会告知

平成29年度調停委員協議会協議員等名簿

1 協議員

東京地方裁判所	民事調停委員	佐久間 豊
東京家庭裁判所	家事調停委員	田 島 潤
横浜家庭裁判所	家事調停委員	仁 平 正 夫
さいたま家庭裁判所	家事調停委員	加 村 啓 二
千葉家庭裁判所	家事調停委員	真 田 範 行
水戸家庭裁判所	家事調停委員	秋 山 安 夫
宇都宮地方裁判所	民事調停委員	大 木 一 俊
前橋地方裁判所	民事調停委員	藤 倉 眞
静岡地方裁判所	民事調停委員	興 津 哲 雄
甲府家庭裁判所	家事調停委員	矢 崎 貴 仁
長野地方裁判所	民事調停委員	野 口 英太郎
新潟地方裁判所	民事調停委員	金 子 修
大阪地方裁判所	民事調停委員	小 松 一 雄
大阪家庭裁判所	家事調停委員	尾 前 慶 德
京都家庭裁判所	家事調停委員	中 村 広 明
神戸家庭裁判所	家事調停委員	津 村 新
奈良家庭裁判所	家事調停委員	松 吉 利 樹
大津地方裁判所	民事調停委員	飯 嶋 健
和歌山地方裁判所	民事調停委員	生 駒 義 範
名古屋地方裁判所	民事調停委員	安 井 信 久
名古屋家庭裁判所	家事調停委員	佐 脇 敦 子
津家庭裁判所	家事調停委員	今 井 富久翁
岐阜家庭裁判所	家事調停委員	山 田 貞 夫

福井家庭裁判所	家事調停委員	金井 亨
金沢家庭裁判所	家事調停委員	鳥毛 範
富山地方裁判所	民事調停委員	貫田 貞夫
広島地方裁判所	民事調停委員	津村 健太郎
広島家庭裁判所	家事調停委員	木村 豊
山口家庭裁判所	家事調停委員	中山 修 身
岡山地方裁判所	民事調停委員	河村 英紀
鳥取地方裁判所	民事調停委員	松本 啓介
松江家庭裁判所	家事調停委員	太田 穂
福岡地方裁判所	民事調停委員	高原 正良
福岡家庭裁判所	家事調停委員	野崎 彌純
佐賀地方裁判所	民事調停委員	牟田 清敬
長崎家庭裁判所	家事調停委員	國弘 達夫
大分家庭裁判所	家事調停委員	米沢 文明
熊本地方裁判所	民事調停委員	成瀬 公博
鹿児島家庭裁判所	家事調停委員	安田 雄一
宮崎家庭裁判所	家事調停委員	田中 寛
那覇家庭裁判所	家事調停委員	仲本 晴男
仙台地方裁判所	民事調停委員	近江 八千代
仙台家庭裁判所	家事調停委員	佐々木 雅康
福島家庭裁判所	家事調停委員	中野 重孝
山形地方裁判所	民事調停委員	倉岡 憲雄
盛岡地方裁判所	民事調停委員	石橋 乙秀
秋田家庭裁判所	家事調停委員	三浦 清
青森地方裁判所	民事調停委員	沼田 徹
札幌地方裁判所	民事調停委員	稻川 祥子

札幌家庭裁判所	家事調停委員	内田信也
函館家庭裁判所	家事調停委員	志津野耐子
旭川家庭裁判所	家事調停委員	柏川法潤
釧路家庭裁判所	家事調停委員	伊貝正志
高松地方裁判所	民事調停委員	藤本邦人
高松家庭裁判所	家事調停委員	高嶋康男
徳島地方裁判所	民事調停委員	島田清
高知地方裁判所	民事調停委員	濱田健夫
松山地方裁判所	民事調停委員	岡崎年伸

2 最高裁判所係官

最高裁判所事務総長	今崎幸彦
最高裁判所事務総局民事局長	平田豊
最高裁判所事務総局家庭局長	村田齊志
最高裁判所事務総局民事局第二課長	山本拓
最高裁判所事務総局家庭局第二課長	石井芳明

3 参列員

日本調停協会連合会理事長	竹川忠芳
日本調停協会連合会副理事長	中川寛道
日本調停協会連合会副理事長	青柳勝

平成29年度調停委員協議会協議問題

1 民事調停関係

(協議問題)

調停委員会による解決案の策定、当事者に対する提示等について、以下の各点に関する各庁の実情や工夫例及び御意見を伺いたい。

- (1) 解決案の策定について、その策定時期、策定に当たって考慮すべき事項、事情聴取等によって得た情報の共有・活用の方法
- (2) 当事者に対する提示について、解決案の効果的な説明方法、その後の説得調整の方法
- (3) 解決案の策定・提示における調停委員と調停主任との連携及び役割分担の在り方
- (4) 解決案について合意が得られず調停が成立に至らなかった場合の調停に代わる決定の活用状況及び積極的活用の方策

(出題理由)

民事調停の紛争解決機能を強化するためには、調停委員会が、当事者への事情聴取の結果に基づき、当事者が納得して受け入れができる解決案を提示し、当事者を紛争解決に導いていくことが重要である。

東京簡易裁判所では、基本的には、特定調停事件を除き、ほぼ全件について調停主任が立ち会って手続を進めており、調停委員会として、聴取した事情に基づき、適宜、調停主任と調停委員とが率直な意見交換を行い、法的観点からの検討や事案の見通しをも踏まえた上で、できるだけ納得性があり落ち着きのよい調停案を策定しようと努めているところである。

しかしながら、具体的な事案について、当事者が納得して受け入れができる解決案を提示することは、実際にはなかなか難しいことが多い。前提問題に争いがない場合（例えば、交通事故で、過失の割合や損害の範囲に争いがない

場合)は、解決案の策定、提示は比較的容易であると言えようが、前提問題に争いがある場合(過失の割合や損害の範囲に争いがある場合)は、解決案の策定 자체が難しい。

そこで、各庁において、納得性の高い解決案策定に向けた事情聴取や調整における役割分担の工夫例などを、解決案を提示したことが調停成立に至った具体例や、逆に解決案の提示が奏功しなかった事例並びにその要因とともに紹介していただきたく出題した。

さらに、解決案については、合意が得られない場合でも、成立に向けた説得を尽くした上で、調停に代わる決定をすると、異議が出ずに確定する場合もあることから、調停に代わる決定のより積極的な活用のために、各庁で工夫している点があれば紹介していただきたい。

2 家事調停関係

(協議問題)

家事調停においては、家事事件手続法の趣旨を踏まえ、当事者の手続保障や手続の透明性を確保しながら、紛争解決に向けた当事者による主体的関与を促し、当事者の納得性の高い解決に向けた手続運営を行うことが求められている。

平成27年度と平成28年度の調停委員協議会において、第1回調停期日及び続行期日において、当事者の主体的な紛争解決意欲を引き出し、当事者の納得性・信頼性を高めるための調停委員の果たすべき役割等について、それぞれ協議をしてきた。

本年度の協議会においては、これまでの議論を踏まえ、家事調停における当事者の納得性・信頼性のある合意形成に向けた調停運営の在り方及びそれを実現するため調停委員が果たすべき役割について、以下の点に関する各庁の実情や意見を伺った上、協議したい。

- (1) 合意形成の場面において、調停委員による当事者に対する働き掛けとして、

調停運営上どのような工夫（裁判官との評議の持ち方，調停不成立となった後の手続における審理，結論の見通しの伝え方，当事者が特にこだわりをもった感情面を含めた事項への対応，手続代理人と連携した働き掛け等における工夫）をしているのか。

(2) 面会交流事件については，合意した内容に対する当事者の納得性・信頼性が，調停成立後の面会交流の実現に大きく影響する一方，対立が先鋭化して当事者への働き掛けが困難な事案も多いことから，面会交流事件について，特にどのような工夫をしているのか。

合意形成に先立ち，まずは当事者に面会交流の意義等を理解してもらうための働き掛けも重要と考えられるが，その工夫として，リーフレットやDVDといったツールはどのようなものが活用されているのか，また，これ以外の働き掛けの工夫があるのか。

（出題理由）

東京家庭裁判所では，平成25年の家事事件手続法の施行を契機に，「調停委員会によるはたらきかけの充実」の書面を作成し，調停委員の当事者への働き掛けの研鑽を積んできた。また，「家事事件・人事訴訟事件の実務」（法曹会 平成27年刊）に掲載されている各事件類型ごとのチャート図を，当事者に対して他の書類と一緒に送付し，手続の進行についての理解を深める取組を行っている。

また，未成年の子がいる夫婦関係調整事件については，調停委員が，子の利益への配慮を求めるリーフレットを当事者に交付して説明を行っている。

しかしながら，面会交流事件のように対立が先鋭化して当事者への働き掛けが困難な事件が増加しているのが現状である。

今回の協議では，各府における工夫例や，当事者の反応や効果等について紹介いただき，今後の調停運営の在り方について協議したい。

民事局長説明要旨

1 民事調停事件の概況について

平成28年の全国の裁判所における民事調停事件の新受件数は、調停事件統計資料第1表のとおり3万9191件であり、平成27年の4万0760件と比べると、約4パーセント減少している。全国の民事調停事件の新受件数は、平成15年以降、特定調停事件の件数が減少したことなどが影響して、減少の一途をたどっているが、特定調停事件を除いた一般調停事件等に限っても、平成24年以降、減少傾向が続いている。平成29年に入ってからも、この傾向は続いている。

次に、事件処理の状況については、第8表のとおりであり、平成28年の既済事件総数のうち、調停成立が約32パーセント、調停に代わる決定が約23パーセントとなっており、多くの事件において実質的な解決が図られていることがうかがわれる。これは調停委員の皆様の御尽力の賜である。

2 民事調停の運営について

民事調停事件の新受件数は減少傾向にあるが、必ずしも社会の紛争そのものが減少しているとは見受けられない中、民事調停が、紛争解決手段として適切に選択され、期待される役割を果たしていくためには、制度の認知度を高め、紛争解決手段としての利点を伝える広報等を積極的に行うとともに、利用者のニーズに応え、その満足を得られるよう、調停運営の更なる改善を図ることが必要である。裁判所では、このような観点から、本年9月に行われた簡易裁判所民事事件担当裁判官等事務打合せにおいて、民事調停の利点を生かし、利用者のニーズに応える調停運営を実現し、その利用を促進する上で府として取り組むべき事項について協議を行ったところである。

調停運営の更なる改善については、各府において、法的判断や専門的知見に裏打ちされた公正かつ合理的な解決を求める利用者の増加に対応し、そのニーズに応えるため、民事調停の機能強化の取組が進められ、その定着が図られていると

ころであるが、民事調停は、公正かつ合理的な解決を図り得るだけでなく、手続の簡易迅速性や非公開性、傾聴と社会常識に基づく条理にかなった解決の可能性といった様々な利点を有しており、これらに対する利用者のニーズも大きく、このことは、お配りした民事調停利用者アンケート集計結果分析からも分かる。

ところで、民事調停が紛争解決手段である以上、利用者の満足を得るために、調停委員会が、当事者が納得して受け入れができる解決案を積極的に提示して、当事者を紛争解決に導いていくことが重要である。調停委員会としては、事案に応じ、法的観点を踏まえつつ、判決では実現できないような柔軟で落ち着きの良い解決案を早期に策定し、その根拠を含めて適時に丁寧な説明を行うなどして、積極的に調整を行うことが求められており、このような解決案の策定・提示においては、調停委員の皆様の豊富な知識や良識、社会経験等を十分に活用していただくことが必要であると考えている。調停委員の皆様におかれでは、日頃から、調停主任と連携しつつ、その役割を果たしていただいているところであるが、民事調停の利用者のニーズに応え、納得性の高い紛争解決を図るために調停運営の在り方や、それを実現する上で調停委員が果たすべき役割について、これまで以上に意識していただき、利用者の満足を得ることができる調停運営の実現に、今後とも御協力をいただくようお願いしたい。

本日の協議会においては、各庁において、指導的な役割を果たしている調停委員の方々にお集まりいただいている。皆様方には、民事調停の利用者のニーズに応え、納得性の高い紛争解決を図るために調停運営の在り方や、それを実現する上で調停委員が果たすべき役割について、積極的な意見交換を行っていただきたい。そして、本日の成果を各庁の調停委員の皆様へ還元し、民事調停手続の適切な運営と更なる発展のため、引き続き、御協力をいただきたい。

家庭局長説明要旨

1 家事調停事件の概況について

平成28年における家事調停事件の新受総件数は、御手元に配布した調停事件統計資料第1表のとおり昨年に引き続いて14万件を超えており、高い水準を維持している。また、本日の協議問題にもなっている面会交流事件の新受件数は、第15表のとおり、平成28年は1万2000件強となっており、10年前と比較して2倍以上の件数になっている。本年の現況について8月までの家事調停事件の新受総件数を見ると、前年同時期と比べてマイナス1%と若干減少しているものの、面会交流事件などを含む別表第二に掲げる事項についての調停事件の新受件数は、前年同時期と比べて1.9%増加しており、増加傾向が続いている。

次に、平成28年の家事調停事件の処理結果については、第17表のとおり、既済総件数は約13万9000件、そのうち52.8%が調停成立で終了している。

また、第20表の審理期間についてみると、平成28年の平均審理期間は5.5か月となっている。ここ数年、審理期間は長くなってきたが、これは、解決までに時間を要する複雑困難な事件の増加等も背景にあるのではないかと思われるとともに、そのような事件に対する皆様による当事者への粘り強い働き掛けや調整の結果という面もあるように思われる。

調停成立率については、この10年間、比較的高い水準で推移しており、これは、ひとえに調停委員の皆様を始めとする関係各位の御尽力の賜物であると考えている。引き続き家事調停の充実に努めていただきたい。

2 家事調停の運営について

家事事件手続法の施行から今年で5年目を迎え、これまで、各庁において、家事法下での在るべき調停手続の運営の実現のための様々な検討が進められてきた。このような検討を通じて、実務においては、手続の透明性の確保や当事者の主体的な紛争解決意欲の向上といった同法の趣旨に則った調停手続の運営の定着が図

られてきたところであるが、家事調停制度に対する社会の要請や国民からの期待により一層応えていくためには、当事者の納得性の高い解決、すなわち、当事者が十分に納得した上で合意形成に至ることにより、調停で合意した事項の実効性が高まるような調停運営を目指すことが必要であると考えられる。そして、その実現のためには、当事者間の合意の形成に向けて、どのように調停委員会が適切に働き掛けを行っていくかが重要であると思われる。

本日は、こうした調停運営を実現するための各庁における工夫を確認した上で、それらの工夫が当事者の納得性・信頼性ある合意形成にどのように寄与しているか、現状における課題や更なる改善点などについても交えながら協議していただく予定である。また、当事者の納得度が合意内容の実効性に与える影響が特に大きいと考えられる面会交流事件についても、協議問題に取り上げられている。調停手続における合意形成に向けた当事者への働き掛けについて、重要な役割を担う調停委員の皆様ならではの御意見を、積極的に述べていただくことを期待している。

平成28年度調停事件統計資料

資料6

1 全調停事件関係

第1表 調停新受事件数

年	区分	調停新受 総件数	民事調停 新受件数	家事調停 新受件数
平成19年	385,626	255,565	130,061	
	281,254	150,161	131,093	
	246,855	108,615	138,240	
	228,365	87,808	140,557	
	212,286	74,896	137,390	
	197,664	55,862	141,802	
	187,196	47,596	139,600	
	181,102	43,862	137,240	
	181,646	40,760	140,886	
	179,912	39,191	140,721	

(注) 平成24年までの家事調停新受件数には、高裁の事件数を含まない。

第2表 調停既済事件数

年	区分	調停既済 総件数	民事調停 既済件数	家事調停 既済件数
平成19年	399,524	271,409	128,115	
	291,206	160,659	130,547	
	248,245	112,861	135,384	
	229,805	90,888	138,917	
	214,505	78,211	136,294	
	197,225	57,421	139,804	
	185,069	47,436	137,633	
	181,683	44,393	137,290	
	177,923	40,264	137,659	
	178,402	39,635	138,767	

(注) 平成24年までの家事調停既済件数には、高裁の事件数を含まない。

第3表 全国裁判所調停事件数－事件の種類別(平成28年)

種 別	新 受	既 濟	未 濟
総 数	179,912	178,402	71,068
民事 調停 総数	39,191	39,635	10,057
民事 一般 調停	22,891	22,944	5,336
商事 調停	5,903	6,057	1,294
宅地 建物 調停	4,343	4,359	1,568
(地代借賃増減)	917	929	385
農事 調停	184	200	55
鉱害 調停	0	0	0
交通 調停	2,676	2,804	1,118
公害 等 調停	104	100	36
特定 調停	3,090	3,171	650
家事 調停 総数	140,721	138,767	61,011
別表 第二 調停	80,214	78,564	36,715
一般 調停	56,664	56,337	23,051
合意に相当する審判	3,763	3,784	1,243

(注) 地代借賃増減調停事件、特定調停事件、別表第二調停事件、一般調停事件及び合意に相当する審判事件以外の事件数は、高裁の事件数を含むものである。

2 民事調停事件関係

第4表 民事調停新受事件数

(高・地・簡)		
年 件数	新受件数	指數
平成19年	255,565	100
20年	150,161	59
21年	108,615	42
22年	87,808	34
23年	74,896	29
24年	55,862	22
25年	47,596	19
26年	43,862	17
27年	40,760	16
28年	39,191	15

(注) 指数は、平成19年の調停新受件数に対する百分比である。

第5表 民事調停等新受事件数

(高・地・簡)						
区分 年	第一審訴訟 新受件数 A	督促手続, 起訴前の和解 新受件数 B	民事調停 新受件数 C	A+B+C D	C/D (%)	A/D (%)
平成19年	681,053	370,287	255,565	1,306,905	19.6	52.1
20年	773,244	393,537	150,161	1,316,942	11.4	58.7
21年	915,755	424,724	108,615	1,449,094	7.5	63.2
22年	827,873	355,576	87,808	1,271,257	6.9	65.1
23年	737,267	332,979	74,896	1,145,142	6.5	64.4
24年	580,889	285,300	55,862	922,051	6.1	63.0
25年	494,645	259,723	47,596	801,964	5.9	61.7
26年	473,884	251,665	43,862	769,411	5.7	61.6
27年	477,163	239,329	40,760	757,252	5.4	63.0
28年	485,623	277,946	39,191	802,760	4.9	60.5

(注) 1 「第一審訴訟新受件数」には、少額訴訟の新受件数を含む。

2 「第一審訴訟新受件数」には、地裁第一審行政訴訟、人事訴訟、高裁第一審訴訟の各新受件数を含まない。

第6表 民事調停新受事件数－事件の種類別

(高・地・簡)

種別 年	総数	一般	商事	宅地建物	地代借賃	農事	鉱害	交通	公害等	特定
平成19年	255,565	32,934 (100.0%)	4,433 (12.9%)	6,417 (1.7%)	1,166 (2.5%)	240 (0.1%)	0 (0.0%)	3,039 (1.2%)	142 (0.1%)	208,360 (81.5%)
20年	150,161 (100.0%)	33,144 (22.1%)	4,559 (3.0%)	6,342 (4.2%)	993 (0.7%)	260 (0.2%)	0 (0.0%)	3,037 (2.0%)	131 (0.1%)	102,688 (68.4%)
21年	108,615 (100.0%)	38,062 (35.0%)	5,509 (5.1%)	5,676 (5.2%)	1,065 (1.0%)	221 (0.2%)	0 (0.0%)	3,030 (2.8%)	113 (0.1%)	56,004 (51.6%)
22年	87,808 (100.0%)	44,526 (50.7%)	6,148 (7.0%)	5,548 (6.3%)	990 (1.1%)	201 (0.2%)	0 (0.0%)	3,071 (3.5%)	85 (0.1%)	28,229 (32.1%)
23年	74,896 (100.0%)	46,324 (61.9%)	8,595 (11.5%)	5,192 (6.9%)	1,060 (1.4%)	159 (0.2%)	2 (0.0%)	3,157 (4.2%)	85 (0.1%)	11,382 (15.2%)
24年	55,862 (100.0%)	34,642 (62.0%)	7,228 (12.9%)	5,018 (9.0%)	1,006 (1.8%)	189 (0.3%)	0 (0.0%)	3,179 (5.7%)	92 (0.2%)	5,514 (9.9%)
25年	47,596 (100.0%)	29,176 (61.3%)	6,298 (13.2%)	4,900 (10.3%)	899 (1.9%)	213 (0.4%)	0 (0.0%)	3,085 (6.5%)	75 (0.2%)	3,849 (8.1%)
26年	43,862 (100.0%)	26,008 (59.3%)	6,602 (15.1%)	4,638 (10.6%)	851 (1.9%)	204 (0.5%)	0 (0.0%)	2,950 (6.7%)	89 (0.2%)	3,371 (7.7%)
27年	40,760 (100.0%)	23,699 (58.1%)	6,230 (15.3%)	4,439 (10.9%)	885 (2.2%)	192 (0.5%)	0 (0.0%)	3,022 (7.4%)	100 (0.2%)	3,078 (7.6%)
28年	39,191 (100.0%)	22,891 (58.4%)	5,903 (15.1%)	4,343 (11.1%)	917 (2.3%)	184 (0.5%)	0 (0.0%)	2,676 (6.8%)	104 (0.3%)	3,090 (7.9%)

(注) 1 地代借賃増減調停事件及び特定調停事件には、高裁の事件数を含まない。

2 各欄の下段は、総数に対する百分比を示したものである。

3 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第7表 債務の調整に関する調停事件新受事件数

(簡)

種別 年	民事調停 事件総数	債務の調整に関する調停事件				合 計
		うち特定	うち資金業	うち信販		
平成24年	48,627	5,492	4,016	1,784	11,292 (23.2%)	
25年	42,821	3,826	3,007	1,514	8,347 (19.5%)	
26年	40,063	3,358	2,669	1,373	7,400 (18.5%)	
27年	37,445	3,067	2,119	1,302	6,488 (17.3%)	
28年	35,708	3,084	1,759	1,424	6,267 (17.6%)	

(注) 1 資金業関係及び信販関係の新受件数は、一般調停事件及び商事調停事件として申し立てられた件数である。

2 信販業者を当事者とする貸金債権に関する事件の場合、信販関係と資金業関係に重ねて計上される場合がある。

3 合計欄の百分比は、民事調停総新受件数に占める割合である。

第8表 民事調停既済事件数一事件の種類及び終局区分別(平成28年)

区分 種別	総数		調停成立		調停不成立		調停に代わる決定		取下げ		その他	
	件数	百分比 (%)	件数	百分比 (%)	件数	百分比 (%)	件数	百分比 (%)	件数	百分比 (%)	件数	百分比 (%)
総 数	39,624	100.0	12,826	32.4	10,686	27.0	9,061	22.9	6,048	15.3	1,003	2.5
一般	22,934	100.0	7,298	31.8	6,250	27.3	5,650	24.6	3,326	14.5	410	1.8
商 事	6,056	100.0	2,132	35.2	1,500	24.8	1,420	23.4	667	11.0	337	5.6
宅地建物	4,359	100.0	1,852	42.5	1,657	38.0	193	4.4	608	13.9	49	1.1
農 事	200	100.0	75	37.5	75	37.5	6	3.0	28	14.0	16	8.0
鉱 害	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
交 通	2,804	100.0	1,254	44.7	950	33.9	110	3.9	454	16.2	36	1.3
公 害 等	100	100.0	35	35.0	53	53.0	0	0.0	11	11.0	1	-
特 定	3,171	100.0	180	5.7	201	6.3	1,682	53.0	954	30.1	154	4.9

(注) 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第9表 民事調停既済事件数一終局区分別

区分 年	総件数	調停成立		調停不成立		調停に代わる決定		取下げ		その他	
		件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)
平成19年	271,399	21,449	7.9	15,621	5.8	186,242	68.6	43,529	16.0	4,558	1.7
20年	160,654	18,669	11.6	14,162	8.8	100,776	62.7	24,959	15.5	2,088	1.3
21年	112,859	17,895	15.9	15,066	13.3	61,597	54.6	17,048	15.1	1,253	1.1
22年	90,880	17,181	18.9	14,553	16.0	45,860	50.5	11,941	13.1	1,345	1.5
23年	78,207	19,093	24.4	13,957	17.8	35,209	45.0	8,220	10.5	1,728	2.2
24年	57,415	15,657	27.3	13,821	24.1	20,223	35.2	6,624	11.5	1,090	1.9
25年	47,429	14,302	30.2	12,433	26.2	13,401	28.3	6,403	13.5	890	1.9
26年	44,385	13,697	30.9	11,807	26.6	10,862	24.5	7,175	16.2	844	1.9
27年	40,252	13,160	32.7	10,568	26.3	9,664	24.0	5,984	14.9	876	2.2
28年	39,624	12,826	32.4	10,686	27.0	9,061	22.9	6,048	15.3	1,003	2.5

(注) 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第10表 民事調停既済事件数一審理期間別

区分 年	総数	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える	平均審理 期間(月)
		件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	
平成24年	57,415	19,254	15,784	8,846	8,958	3,445	958	170	2.6
	(100.0%)	(33.5%)	(27.5%)	(15.4%)	(15.6%)	(6.0%)	(1.7%)	(0.3%)	
25年	47,429	14,112	12,944	7,538	8,267	3,464	922	182	2.9
	(100.0%)	(29.8%)	(27.3%)	(15.9%)	(17.4%)	(7.3%)	(1.9%)	(0.4%)	
26年	44,385	12,119	12,324	7,166	8,191	3,547	890	148	3.0
	(100.0%)	(27.3%)	(27.8%)	(16.1%)	(18.5%)	(8.0%)	(2.0%)	(0.3%)	
27年	40,252	10,089	10,862	6,628	7,964	3,598	954	157	3.2
	(100.0%)	(25.1%)	(27.0%)	(16.5%)	(19.8%)	(8.9%)	(2.4%)	(0.4%)	
28年	39,624	9,433	10,573	6,599	8,128	3,648	1,069	174	3.3
	(100.0%)	(23.8%)	(26.7%)	(16.7%)	(20.5%)	(9.2%)	(2.7%)	(0.4%)	

(注) 1 平成24年から27年までの欄の下段及び28年の欄の中段は、当該年の総数に対する百分比を示したものである。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

3 平成28年の欄の下段は、百分比の累計を示したものである。

第11表 民事調停既済事件数一実施回数別

(地・簡)

区分 年	総数	実施 しない	1回	2回	3回	4~5回	6~10回	11回 以上	平均実施 回数
平成24年	57,415 (100.0%)	13,429 (23.4%)	19,547 (34.0%)	11,819 (20.6%)	5,809 (10.1%)	4,484 (7.8%)	1,919 (3.3%)	408 (0.7%)	1.7
25年	47,429 (100.0%)	10,956 (23.1%)	15,061 (31.8%)	9,981 (21.0%)	5,108 (10.8%)	3,962 (8.4%)	1,984 (4.2%)	377 (0.8%)	1.9
26年	44,385 (100.0%)	10,130 (22.8%)	14,044 (31.6%)	9,206 (20.7%)	4,864 (11.0%)	3,850 (8.7%)	1,924 (4.3%)	367 (0.8%)	1.9
27年	40,252 (100.0%)	8,571 (21.3%)	12,494 (31.0%)	8,365 (20.8%)	4,707 (11.7%)	3,831 (9.5%)	1,936 (4.8%)	348 (0.9%)	2.0
28年	39,624 (100.0%)	8,493 (21.4%)	12,171 (30.7%)	8,242 (20.8%)	4,578 (11.6%)	3,717 (9.4%)	2,005 (5.1%)	418 (1.1%)	2.0

(注) 1 平成24年から27年までの欄の下段及び28年の欄の中段は、当該年の総数に対する百分比を示したものである。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。
 3 平成28年の欄の下段は、百分比の累計を示したものである。

第12表 民事調停既済事件数一事件の種類及び審理期間別(平成28年)

(地・簡)

区分 種別	総数	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える	平均審理 期間 (月)
総 数	39,624 (100.0%)	9,433 (23.8%)	10,573 (26.7%)	6,599 (16.7%)	8,128 (20.5%)	3,648 (9.2%)	1,069 (2.7%)	174 (0.4%)	3.3
一 般	22,934 (100.0%)	7,175 (31.3%)	5,811 (25.3%)	3,390 (14.8%)	4,211 (18.4%)	1,820 (7.9%)	449 (2.0%)	78 (0.3%)	2.9
商 事	6,056 (100.0%)	1,410 (23.3%)	2,447 (40.4%)	858 (14.2%)	735 (12.1%)	382 (6.3%)	186 (3.1%)	38 (0.6%)	3.0
宅 地 建 物	4,359 (100.0%)	368 (8.4%)	842 (19.3%)	769 (17.6%)	1,456 (33.4%)	733 (16.8%)	174 (4.0%)	17 (0.4%)	4.6
農 事	200 (100.0%)	30 (15.0%)	37 (18.5%)	41 (20.5%)	52 (26.0%)	31 (15.5%)	8 (4.0%)	1 (0.5%)	4.3
鉱 害	0	0	0	0	0	0	0	0	-
交 通	2,804 (100.0%)	184 (6.6%)	461 (16.4%)	456 (16.3%)	868 (31.0%)	577 (20.6%)	227 (8.1%)	31 (1.1%)	5.8
公 害 等	100 (100.0%)	6 (6.0%)	20 (20.0%)	24 (24.0%)	24 (24.0%)	23 (23.0%)	2 (2.0%)	1 (-)	4.7
特 定	3,171 (100.0%)	260 (8.2%)	955 (30.1%)	1,061 (33.5%)	782 (24.7%)	82 (2.6%)	23 (0.7%)	8 (0.3%)	2.9

(注) 1 各欄の下段は、総数に対する百分比を示したものである。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第13表 調停に代わる決定事件数－事件の種類別

(地・簡)

区分 年	総数	一般	商事	宅地建物	地代借賃	農事	鉱害	交通	公害等	特定
平成19年	186,242	7,424	974	84	9	0	0	34	2	177,724
	1,951	87	9	1	1	0	0	2	0	1,852
	(1.0%)	(1.2%)	(0.9%)	(1.2%)	(11.1%)	-	-	(5.9%)	(0.0%)	(1.0%)
20年	100,776	9,337	1,043	105	9	2	0	45	0	90,244
	962	110	10	0	0	0	0	1	0	841
	(1.0%)	(1.2%)	(1.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	-	(2.2%)	-	(0.9%)
21年	61,597	12,127	1,179	123	10	2	0	36	1	48,129
	726	145	11	5	0	0	0	2	0	563
	(1.2%)	(1.2%)	(0.9%)	(4.1%)	(0.0%)	(0.0%)	-	(5.6%)	(0.0%)	(1.2%)
22年	45,860	19,968	1,896	126	10	0	0	47	0	23,823
	684	277	14	1	1	0	0	1	0	391
	(1.5%)	(1.4%)	(0.7%)	(0.8%)	(10.0%)	-	-	(2.1%)	-	(1.6%)
23年	35,209	22,389	2,871	148	17	3	0	65	0	9,733
	413	158	24	5	1	0	0	5	0	221
	(1.2%)	(0.7%)	(0.8%)	(3.4%)	(5.9%)	(0.0%)	-	(7.7%)	-	(2.3%)
24年	20,223	13,280	2,533	186	12	2	0	72	1	4,149
	278	124	23	6	2	0	0	2	0	123
	(1.4%)	(0.9%)	(0.9%)	(3.2%)	(16.7%)	(0.0%)	-	(2.8%)	(0.0%)	(3.0%)
25年	13,401	9,121	1,628	207	12	3	0	95	2	2,345
	145	78	16	11	3	1	0	7	1	31
	(1.1%)	(0.9%)	(1.0%)	(5.3%)	(25.0%)	(33.3%)	-	(7.4%)	(50.0%)	(1.3%)
26年	10,862	6,890	1,737	196	18	2	0	110	1	1,926
	164	85	16	17	5	0	0	10	0	36
	(1.5%)	(1.2%)	(0.9%)	(8.7%)	(27.8%)	(0.0%)	-	(9.1%)	(0.0%)	(1.9%)
27年	9,664	5,847	1,667	236	28	1	0	128	1	1,784
	129	63	14	19	8	0	0	11	1	21
	(1.3%)	(1.1%)	(0.8%)	(8.1%)	(28.6%)	(0.0%)	-	(8.6%)	(100.0%)	(1.2%)
28年	9,061	5,650	1,420	193	40	6	0	110	0	1,682
	157	85	17	25	18	1	0	7	0	22
	(1.7%)	(1.5%)	(1.2%)	(13.0%)	(45.0%)	(16.7%)	-	(6.4%)	-	(1.3%)

(注) 各欄中段の数字は異議申立件数、下段の数字は異議申立率(%)である。

3 家事調停事件関係

第14表 家事調停事件等新受事件数

(高・家)

区分 年	調停 新受件数	審判 新受件数	人事訴訟 (第一審)指 新受件数		指 新受件数
			指 數	指 數	
平成19年	130,061	100.0	583,426	100.0	11,342
20年	131,093	100.8	596,945	102.3	10,718
21年	138,240	106.3	621,316	106.5	10,817
22年	140,557	108.1	633,337	108.6	11,373
23年	137,390	105.6	636,757	109.1	11,389
24年	141,802	109.0	672,683	115.3	11,409
25年	139,600	107.3	734,232	125.8	10,594
26年	137,240	105.5	730,615	125.2	10,527
27年	140,886	108.3	784,089	134.4	10,338
28年	140,721	108.2	835,724	143.2	10,003
					88.2

(注) 1 平成24年までの調停及び審判断受件数には、高裁の事件数を含まない。

2 指数は、平成19年の新受件数に対する百分比である。

第15表 家事調停新受事件数一事件の種類別

(家)

種別	年	平成24年		25年		26年		27年		28年	
		件数	指数								
総	数	141,802	100.0	139,593	98.4	137,207	96.8	140,827	99.3	140,641	99.2
総	数	73,204	100.0	74,870	102.3	75,972	103.8	78,914	107.8	80,214	109.6
夫婦同居・協力扶助		193	100.0	166	86.0	110	57.0	102	52.8	123	63.7
婚姻費用分担		16,544	100.0	17,832	107.8	18,570	112.2	20,286	122.6	21,384	129.3
子の監護に関する処分		31,421	100.0	32,208	102.5	32,565	103.6	34,250	109.0	34,811	110.8
うち監護者指定		1,590	100.0	1,796	113.0	1,920	120.8	2,237	140.7	2,167	136.3
うち養育費		18,743	100.0	18,402	98.2	18,013	96.1	18,303	97.7	18,723	99.9
別表第一調停	うち面会交流	9,996	100.0	10,762	107.7	11,319	113.2	12,263	122.7	12,341	123.5
うち子の引渡し		1,078	100.0	1,197	111.0	1,313	121.8	1,410	130.8	1,522	141.2
財産分与		1,558	100.0	1,605	103.0	1,632	104.7	1,701	109.2	1,666	106.9
親権者指定・変更		7,669	100.0	7,306	95.3	7,194	93.8	6,782	88.4	6,710	87.5
扶養		582	100.0	612	105.2	549	94.3	559	96.0	550	94.5
遺産分割等		12,697	100.0	12,878	101.4	13,101	103.2	12,975	102.2	12,766	100.5
寄与分を定める処分		847	100.0	750	88.5	745	88.0	691	81.6	692	81.7
請求すべき分割合に関する処分		1,412	100.0	1,311	92.8	1,313	93.0	1,373	97.2	1,351	95.7
その他の		281	100.0	202	71.9	193	68.7	195	69.4	161	57.3
総	数	64,328	100.0	60,577	94.2	57,206	88.9	58,085	90.3	56,664	88.1
婚姻中の夫婦間の事件		53,427	100.0	50,581	94.7	47,685	89.3	48,764	91.3	47,717	89.3
一般調停	婚姻外の男女間の事件	455	100.0	398	87.5	318	69.9	313	68.8	227	49.9
離婚等に基づく慰謝料		879	100.0	784	89.2	706	80.3	656	74.6	613	69.7
親族間の紛争		2,828	100.0	2,527	89.4	2,384	84.3	2,429	85.9	2,234	79.0
離縁		1,284	100.0	1,208	94.1	1,245	97.0	1,170	91.1	1,245	97.0
その他の		5,455	100.0	5,079	93.1	4,868	89.2	4,753	87.1	4,628	84.8
合意	総	4,270	100.0	4,146	97.1	4,029	94.4	3,828	89.6	3,763	88.1
に相当する審判	協議離婚無効・取消し	642	100.0	610	95.0	471	73.4	454	70.7	407	63.4
親子関係不存在確認	認知	1,201	100.0	1,235	102.8	1,258	104.7	1,192	99.3	1,448	120.6
出否認		398	100.0	369	92.7	432	108.5	547	137.4	477	119.8
その他の		1,365	100.0	1,288	94.4	1,267	92.8	1,042	76.3	916	67.1

(注) 1 指数は、平成24年の当該事件に対する百分比である。

2 「別表第二調停」は、平成24年までは「乙類調停」と称していた。

3 「合意に相当する審判」は、平成24年までは「家事審判法23条審判」と称していた。

第16表 家事調停既済事件数－事件の種類及び終局区別(平成28年)

(家)

区分 種 別	既済総数	調停成立	調停不成立	取 下 げ	合意に相当する審 判	調停に代わる審 判	そ の 他	
総 数	138,685 (100.0)	73,228 (52.8)	24,797 (17.9)	28,555 (20.6)	2,060 (1.5)	4,752 (3.4)	5,293 (3.8)	
総 数	78,564 (100.0)	44,759 (57.0)	10,172 (12.9)	16,009 (20.4)	5 (0.0)	4,035 (5.1)	3,584 (4.6)	
夫 婦 同 居 ・ 協 力 扶 助	117 (100.0)	16 (13.7)	41 (35.0)	48 (41.0)	0 0.0	0 0.0	12 (10.3)	
婚 姻 費 用 担	20,642 (100.0)	11,720 (56.8)	2,785 (13.5)	4,887 (23.7)	0 0.0	491 (2.4)	759 (3.7)	
子 の 監 護 に 関 す る 处 分	33,978 (100.0)	19,636 (57.8)	4,756 (14.0)	6,594 (19.4)	1 (0.0)	1,111 (3.3)	1,880 (5.5)	
別 別	2,210 (100.0)	684 (31.0)	543 (24.6)	709 (32.1)	0 0.0	32 (1.4)	242 (11.0)	
表 表	うち 養 育 費	18,296 (100.0)	11,606 (63.4)	2,362 (12.9)	2,688 (14.7)	1 (0.0)	848 (4.6)	791 (4.3)
第 第	うち 面 会 交 流	11,892 (100.0)	6,965 (58.6)	1,457 (12.3)	2,651 (22.3)	0 0.0	219 (1.8)	600 (5.0)
二 二	うち 子 の 引 渡 し	1,470 (100.0)	324 (22.0)	386 (26.3)	505 (34.4)	0 0.0	12 (0.8)	243 (16.5)
調 調	財 産 分 与	1,713 (100.0)	964 (56.3)	279 (16.3)	373 (21.8)	0 0.0	34 (2.0)	63 (3.7)
停 停	親 権 者 の 变 更	6,556 (100.0)	4,073 (62.1)	584 (8.9)	1,319 (20.1)	1 (0.0)	328 (5.0)	252 (3.8)
	扶 养	523 (100.0)	206 (39.4)	103 (19.7)	168 (32.1)	0 0.0	15 (2.9)	31 (5.9)
	遺 產 分 割 等	12,734 (100.0)	6,731 (52.9)	1,234 (9.7)	2,346 (18.4)	2 (0.0)	1,898 (14.9)	523 (4.1)
	寄 与 分 を 定 め る 处 分	723 (100.0)	364 (50.3)	168 (23.2)	133 (18.4)	0 0.0	34 (4.7)	24 (3.3)
	請 求 す べ き 按 分 割 合 に 関 す る 处 分	1,396 (100.0)	980 (70.2)	174 (12.5)	98 (7.0)	0 0.0	109 (7.8)	35 (2.5)
	そ の 他	182 (100.0)	69 (37.9)	48 (26.4)	43 (23.6)	1 (0.0)	15 (8.2)	6 (3.3)
一 一	総 数	56,337 (100.0)	28,441 (50.5)	13,971 (24.8)	11,671 (20.7)	4 (0.0)	708 (1.3)	1,542 (2.7)
般 講	婚 姻 中 の 夫 婦 間 の 事 件	47,332 (100.0)	24,976 (52.8)	11,212 (23.7)	9,279 (19.6)	0 0.0	604 (1.3)	1,261 (2.7)
	婚 姻 外 の 男 女 間 の 事 件	246 (100.0)	91 (37.0)	61 (24.8)	85 (34.6)	0 0.0	1 (0.4)	8 (3.3)
停 停	親 族 間 の 紛 争	2,283 (100.0)	571 (25.0)	820 (35.9)	794 (34.8)	0 0.0	12 (0.5)	86 (3.8)
	そ の 他	6,476 (100.0)	2,803 (43.3)	1,878 (29.0)	1,513 (23.4)	4 (0.0)	91 (1.4)	187 (2.9)
	合意に相当する 審 判 事 件	3,784 (100.0)	28 (0.7)	654 (17.3)	875 (23.1)	2,051 (54.2)	9 (0.2)	167 (4.4)

(注) 1 各欄下段の数字は、当該事件の既済総数に対する百分比である。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第17表 家事調停既済事件数一終局区分別

(家)

区分 年	総件数	調停成立		調停不成立		合意に相当する審判		取下げ		その他	
		件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)
平成19年	128,115	63,260	49.4	22,916	17.9	2,411	1.9	36,025	28.1	3,503	2.7
20年	130,547	66,951	51.3	22,769	17.4	2,047	1.6	35,284	27.0	3,496	2.7
21年	135,384	69,871	51.6	24,290	17.9	2,140	1.6	35,412	26.2	3,671	2.7
22年	138,917	72,706	52.3	25,174	18.1	2,170	1.6	35,053	25.2	3,814	2.7
23年	136,294	70,759	51.9	25,704	18.9	2,086	1.5	33,732	24.7	4,013	2.9
24年	139,804	73,416	52.5	26,889	19.2	2,052	1.5	33,241	23.8	4,206	3.0
25年	137,627	72,893	53.0	25,783	18.7	1,845	1.3	31,997	23.2	5,109	3.7
26年	137,258	73,138	53.3	25,564	18.6	1,984	1.4	29,758	21.7	6,814	5.0
27年	137,602	73,043	53.1	24,744	18.0	1,900	1.4	29,478	21.4	8,437	6.1
28年	138,685	73,228	52.8	24,797	17.9	2,060	1.5	28,555	20.6	10,045	7.2

(注) 1 「合意に相当する審判」は、平成24年までは「家事審判法23条審判」と称していた。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第18表 調停に代わる審判がされた事件数—事件の種類別

(家)

年 種別	25年	26年	27年	28年
総 数	812 55	2,416 234	3,626 433	4,752 663
夫婦同居・協力扶助	0 1	2 0	0 0	0 0
婚姻費用分担	60 16	242 70	310 95	491 172
子の監護に関する処分	182 6	547 72	826 162	1,111 251
財産分与	3 0	19 4	21 4	34 8
親権者の指定・変更	108 2	239 8	291 15	328 20
扶養	2 1	8 3	19 6	15 1
遺産分割等	208 16	892 41	1,544 108	1,898 146
寄与分を定める処分	4 0	15 0	46 2	34 13
請求すべき按分割合に関する処分	22 1	60 3	81 6	109 7
婚姻中の夫婦間の事件	182 11	300 29	386 29	604 37
婚姻外の男女間の事件	1 0	1 1	1 1	1 0
離婚等に基づく慰謝料	1 0	1 0	4 0	1 0
親族間の紛争	3 1	9 1	9 1	12 0
離縁	17 0	32 0	24 2	54 4

(注) 各欄下段の数字は、当該事件の異議申立件数である。

第19表 家事調停既済事件数一審理期間別

(家)

区分 年	総数	1月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える	平均審理 期間(月)
平成23年	136,294	13,917	47,039	44,177	24,297	5,942	922	4.8
	(100.0%)	(10.2%)	(34.5%)	(32.4%)	(17.8%)	(4.4%)	(0.7%)	
24年	139,804	14,201	47,604	45,274	25,259	6,530	936	4.9
	(100.0%)	(10.2%)	(34.1%)	(32.4%)	(18.1%)	(4.7%)	(0.7%)	
25年	137,627	13,383	44,691	43,968	27,160	7,376	1,049	5.2
	(100.0%)	(9.7%)	(32.5%)	(31.9%)	(19.7%)	(5.4%)	(0.8%)	
26年	137,258	12,387	42,827	44,331	28,488	8,124	1,101	5.3
	(100.0%)	(9.0%)	(31.2%)	(32.3%)	(20.8%)	(5.9%)	(0.8%)	
27年	137,602	12,297	42,598	44,607	28,843	8,267	990	5.3
	(100.0%)	(8.9%)	(31.0%)	(32.4%)	(21.0%)	(6.0%)	(0.7%)	
28年	138,685	11,771	41,048	44,815	30,875	9,187	989	5.5
	(100.0%)	(8.5%)	(29.6%)	(32.3%)	(22.3%)	(6.6%)	(0.7%)	
				(8.5%)	(70.4%)	(92.7%)	(99.3%)	(100.0%)

(注) 1 平成23年から27年までの欄の下段及び28年の欄の中段は、当該年の総数に対する百分比を示したものである。

2 平成28年の欄の下段は、百分比の累計を示したものである。

3 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第20表 家事調停事件の平均審理期間(月)

(家)

区分 年	平成19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
既済事件	全調停事件	4.6	4.7	4.7	4.7	4.8	4.9	5.2	5.3	5.3
	別表第二調停	5.2	5.1	5.1	5.1	5.2	5.2	5.5	5.7	5.7
	別表第二以外の調停	4.2	4.3	4.3	4.3	4.5	4.5	4.8	5.0	5.1
未済事件	全調停事件	4.9	4.8	4.7	4.7	4.9	5.0	5.0	5.0	5.2
	別表第二調停	6.1	5.9	5.7	5.6	5.7	5.8	5.7	5.6	5.7
	別表第二以外の調停	3.7	3.7	3.7	3.8	3.9	3.9	4.1	4.2	4.4

(注) 「別表第二調停」は平成24年まで「乙類調停」と称していた。

4 各裁判所調停事件数

第21表 各地方裁判所民事調停事件数(平成28年)

裁判所	新受	既済	未済
总数	3,471	3,486	954
東京	405	460	280
横浜	52	49	42
さいたま	37	30	19
千葉	39	49	24
水戸	18	16	15
宇都宮	18	16	6
前橋	16	18	7
静岡	26	31	7
甲府	14	16	1
長野	16	15	6
新潟	7	11	4
大阪	379	358	164
京都	105	107	29
神戸	412	402	54
奈良	24	21	6
大津	7	9	2
和歌山	13	10	7
名古屋	152	152	79
岐阜	39	40	11
福井	43	43	12
金沢	41	39	7
富山	4	3	5
島松	12	15	3
広島	34	32	6
山口	37	35	5
岡山	27	31	3
鳥取	21	20	1
江戸川	37	37	0
福井	690	677	27
佐賀	73	72	2
長崎	71	69	4
大分	70	69	2
熊本	112	102	18
鹿児島	52	51	8
宮崎	47	48	0
那覇	53	56	8
仙台	40	51	9
福島	21	18	5
山形	3	2	3
盛岡	10	10	3
秋田	19	12	8
青森	13	16	4
札幌	56	59	26
函館	1	1	0
旭川	15	15	1
釧路	4	7	0
高松	16	19	3
徳島	21	20	8
高知	29	31	3
山口	20	16	7

第22表 各地方裁判所管内別簡易裁判所民事調停事件数(平成28年)

裁判所	新受	既済	未済
総 数	35,708	36,138	9,097
東京	6,314	6,267	1,660
横浜	1,627	1,716	510
さいたま	1,181	1,255	308
千葉	1,176	1,210	338
水戸	629	624	164
宇都宮	362	379	91
前橋	392	430	77
静岡	868	905	258
甲府	214	235	41
長野	482	500	129
新潟	372	374	109
大阪	3,141	3,060	1,088
京都	938	924	315
神戸	1,270	1,278	465
奈良	288	314	91
大津	368	396	69
和歌山	290	295	79
名古屋	1,687	1,694	463
古津	418	407	118
岐阜	617	600	155
福井	209	211	43
金沢	296	323	49
富山	239	259	59
広島	703	733	150
山口	401	431	69
岡山	654	700	165
鳥取	140	160	24
松江	136	139	24
福岡	2,216	2,263	399
佐賀	182	174	38
長崎	380	365	70
大分	433	443	62
熊本	548	520	123
鹿児島	358	367	56
宮崎	351	392	17
那覇	608	596	91
仙台	820	847	228
福島	571	545	130
山形	292	289	69
盛岡	347	349	78
秋田	273	259	41
青森	238	260	36
札幌	793	777	180
函館	120	94	35
旭川	267	275	27
釧路	261	271	30
高松	297	295	69
徳島	270	261	75
高知	172	190	34
松山	499	487	98

第23表 各家庭裁判所家事調停事件数(平成28年)

裁判所	新受	既済	未済
総 数	140,641	138,685	61,009
東京	15,527	15,506	7,909
横浜	9,760	9,612	4,165
さいたま	7,681	7,731	3,396
千葉	6,508	6,352	2,721
水戸	2,951	2,853	1,203
宇都宮	2,242	2,221	863
都橋	2,361	2,314	1,004
前橋	4,427	4,385	1,917
静岡	916	869	375
甲府	2,181	2,166	928
長野	1,839	1,768	745
新潟			
大阪	10,065	9,749	4,768
京都	2,911	2,933	1,538
神戸	6,024	5,978	2,723
奈良	1,566	1,645	745
大津	1,545	1,522	653
和歌山	1,056	1,030	484
名古屋	8,531	8,045	4,258
津	2,066	1,928	859
岐阜	2,119	2,003	939
福井	722	697	258
金沢	1,169	1,171	434
富山	1,134	1,154	399
広島	3,270	3,258	1,394
山口	1,464	1,447	658
岡山	2,557	2,510	1,113
鳥取	676	672	286
松江	624	629	251
福岡	5,993	5,902	2,482
佐賀	775	795	282
長崎	1,449	1,392	547
大分	1,394	1,403	533
熊本	1,924	1,924	875
鹿児島	1,819	1,769	813
宮崎	1,393	1,509	439
那覇	1,907	1,860	694
仙台	2,701	2,731	1,047
福島	2,087	2,029	802
山形	1,107	1,130	432
盛岡	1,293	1,259	534
秋田	935	928	308
青森	1,218	1,234	370
札幌	3,919	3,931	1,501
函館	477	464	150
旭川	807	811	212
釧路	1,050	1,016	289
高松	1,308	1,291	531
徳島	838	837	314
高知	827	814	309
松山	1,528	1,508	559

民事調停利用者アンケート集計結果分析

本資料は、裁判所内における利用を前提とするものですから、外部に公表、開示することは禁止されています。例えば、第三者への提供、ホームページやブログでの公開、著作物での引用等も、これに該当します。また、本資料は、裁判所の保有する非公表情報に該当しますので、情報セキュリティ関連通達等に沿った取扱いをしてください。